



教生第578号

千葉県生涯学習審議会 様

令和6年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に  
ついて（諮問）

このことについて、別添のとおり社会教育関係団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条及び千葉県生涯学習審議会条例（平成3年千葉県条例第32号）第2条の規定により諮問します。

令和6年7月22日

千葉県教育委員会